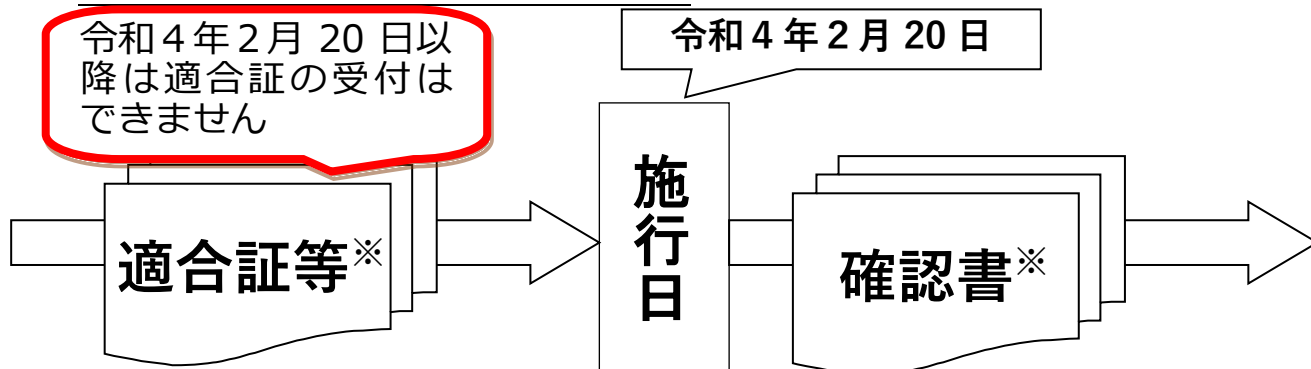


長期優良住宅認定の申請の際はご注意ください【令和4年2月20日から】

○長期優良住宅認定申請手数料が変わります。

令和4年2月20日より、長期優良住宅建築等計画の申請において以下のとおり**手数料が変更となります**。なお、法改正に伴い適合証等の運用は廃止されますので、**適合証等をお持ちの方は令和4年2月18日（金）までに申請**するようお願いいたします。



※適合証等：適合証と住宅性能評価書（長期使用構造等の審査をしていないもの）

※確認書：品確法第6条の2第5項

(1)新築する場合（令和4年2月20日から）※所管行政庁毎に異なります

用途	戸数	①確認書又は住宅性能表示評価書を添付した場合	②：①以外
戸建住宅	—	17,000円	63,200円
共同住宅等	1～5戸	28,000円	152,300円
	6～10戸	43,000円	242,100円
	11～30戸	67,000円	479,500円
	31～50戸	106,000円	851,800円
	51～100戸	161,000円	1,440,300円
	101～200戸	269,000円	2,637,300円
	200戸超	338,000円	3,739,200円

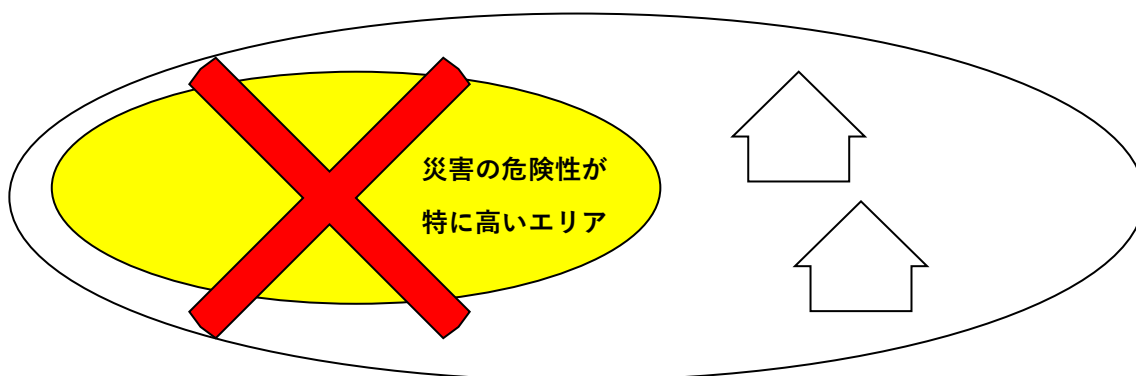
(2)既存住宅を増築・改築する場合（令和4年2月20日から）※所管行政庁毎に異なります

用途	戸数	①確認書を添付した場合	②：①以外
戸建住宅	—	24,000円	94,400円
共同住宅等	1～5戸	39,000円	228,200円
	6～10戸	61,000円	364,600円
	11～30戸	98,000円	726,100円
	31～50戸	156,000円	1,292,300円
	51～100戸	238,000円	2,188,300円
	101～200戸	401,000円	4,011,200円
	200戸超	504,000円	5,688,300円

○長期優良住宅の災害対策の基準が新設されます。

長期優良住宅法の改正により、長期優良住宅の認定を受けるためには、**災害の危険性が特に高い区域に建築されていないことが条件**となります。

災害の危険性が特に高いエリアは認定できません



○問合せ先

手数料について詳しくは各所管行政庁までお問合せください。

○下記の特定行政庁を除く 16 市町

栃木県県土整備部住宅課企画支援担当 (Tel.028-623-2484)

○特定行政庁 (9 市)

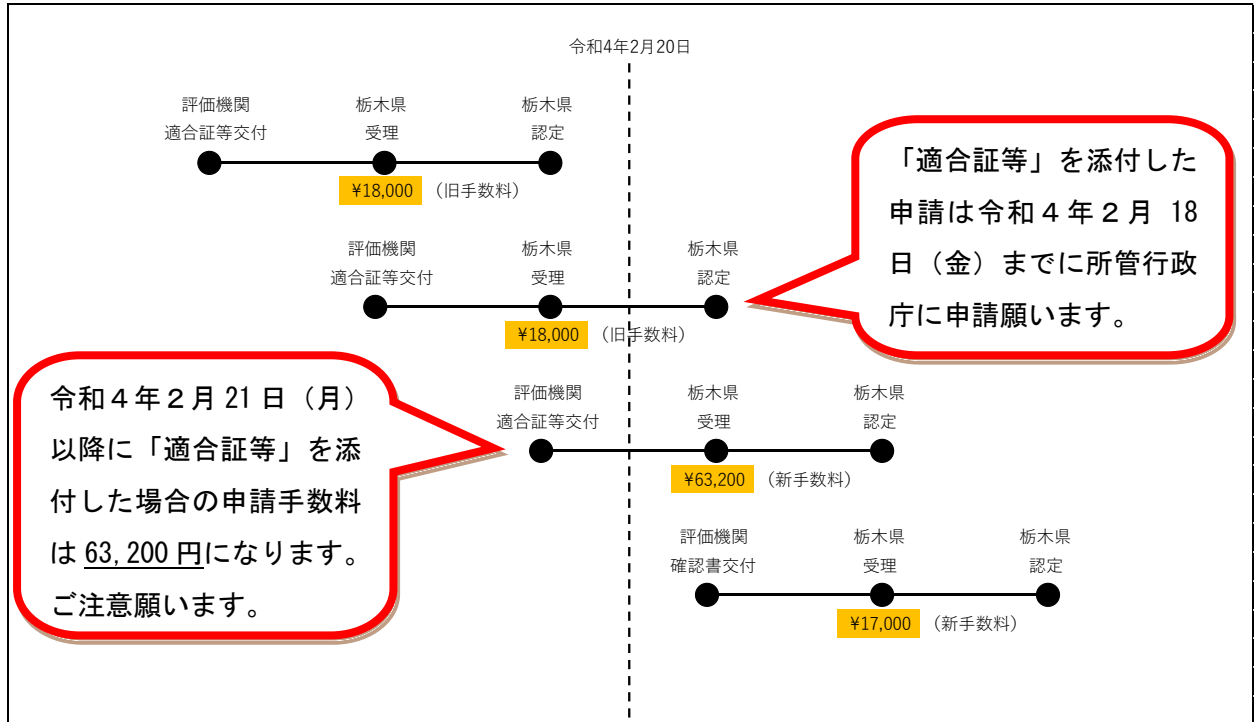
事務所名	担当	電話番号
宇都宮市	建築指導課	028-632-2573
足利市	建築指導課	0284-20-2170
栃木市	建築指導課	0282-21-2441
佐野市	建築指導課	0283-20-3104
鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242
日光市	建築住宅課	0288-21-5197
小山市	建築指導課	0285-22-9233
大田原市	建築住宅課	0287-23-1178
那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174

適合証等の運用廃止について

参考資料

○令和4年2月20日より前に取得した適合証と住宅性能評価書について

適合証と住宅性能評価書（長期使用構造等の審査をしていないもの）（以下「適合証等」という。）の運用は、令和4年2月20日に廃止されます。以下のとおり手数料が変わりますので、**令和4年2月18日（金）までに所管行政庁に申請**をお願いします。



（参考例）栃木県に新築住宅等を申請する場合（特定行政庁毎に取扱いが異なります。）

○問合せ先

手数料について詳しくは各所管行政庁までお問合せください。

○下記の特定行政庁を除く 16 市町

栃木県県土整備部住宅課企画支援担当（Tel.028-623-2484）

○特定行政庁（9市）

事務所名	担当	電話番号
宇都宮市	建築指導課	028-632-2573
足利市	建築指導課	0284-20-2170
栃木市	建築指導課	0282-21-2441
佐野市	建築指導課	0283-20-3104
鹿沼市	建築指導課	0289-63-2242
日光市	建築住宅課	0288-21-5197
小山市	建築指導課	0285-22-9233
大田原市	建築住宅課	0287-23-1178
那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174